

免許申請に係る手数料納付方法について

次のいずれかの方法により納めること。ただし、いずれの方法の場合も納付された手数料は返還しない。

○納付書による手数料納付

広島県内各市町窓口で配布している手数料納付書と申請に必要な手数料を指定金融機関または収納代理金融機関※1に持参し手数料を納付してください。

手数料納付後は払込証明書(納付書右端)を免許申請窓口持参し、申請を行ってください。

※1 指定金融機関及び収納代理金融機関

広島県内の 各信用金庫
朝銀西信用組合
広島市信用組合
広島県信用組合
両備信用組合
備後信用組合
広島県信用農業協同組合連合会
ひろしま農業協同組合
広島県信用漁業協同組合連合会

全国の 広島銀行 みずほ銀行 三井住友銀行 三菱UFJ銀行
りそな銀行 鳥取銀行 山陰合同銀行 中国銀行
山口銀行 百十四銀行 伊予銀行 四国銀行 福岡銀行
西日本シティ銀行 みずほ信託銀行 トマト銀行 もみじ銀行
西京銀行 香川銀行 愛媛銀行 笠岡信用組合 信用組合広島商銀
中国労働金庫

○現金による手数料納付

広島市・呉市・福山市に居住地がある方で、広島市・呉市・福山市保健所の担当課に申請手続きをする方は、窓口で現金納付ができます。申請に必要な手数料を窓口持参してください。

《問い合わせ先》

広島県 健康福祉局 健康づくり推進課 健康づくり推進グループ

☎ 082-513-3076 (ダイヤル)